三　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般乗合旅客自動車運送事業等を承継する法人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第十号又は第十一号に規定する書類

四　（略）

3　（事業計画）

第二十七条　法第四十三条第二項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　主たる事務所の名称及び位置

二　自動車車庫の位置及び収容能力

三　自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る次に掲げる事項

イ　路線又は営業区域

ロ　営業所ごとに配置する事業用自動車の数

2　法第四十三条第五項において準用する法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　営業所ごとに配置する事業用自動車の数

二　自動運行旅客運送を行う場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る前号に掲げる事項

3・4　（略）

（申請書に添付する書類）

第二十八条　法第四十三条第四項において準用する法第五条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　第六条第一項第一号、第三号、第四号及び第八号から第十四号まで（第十号ロ、第十二号ロ及び第十三号イを除く。）に掲げる書類

二・三　（略）

（保安上の供用制限の認可申請）

第四十五条　（略）

2　前項の申請書には、道路交通法第二十二条の規定による通行する自動車の最高速度その他供用制限の基礎を記載した書類を添付するものとする。

（自家用有償旅客運送）

第四十九条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ　（略）

ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者

ハ～ト　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般乗合旅客自動車運送事業等を承継する法人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第八号又は第九号に規定する書類

四　（略）

3　（事業計画）

第二十七条　法第四十三条第二項第二号の国土交通省令で定める事項は、主たる事務所の名称及び位置並びに自動車車庫の位置及び収容能力とする。

（新設）

（新設）

（新設）

2　法第四十三条第五項において準用する法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数とする。

（新設）

（新設）

3・4　（略）

（申請書に添付する書類）

第二十八条　法第四十三条第四項で準用する法第五条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　第六条第一項第一号、第三号、第四号、第八号（ロを除く。）、第九号、第十号（ロを除く。）、第十一号（イを除く。）及び第十二号に掲げる書類

二・三　（略）

（保安上の供用制限の認可申請）

第四十五条　（略）

2　前項の申請書には、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条の規定による通行する自動車の最高速度その他供用制限の基礎を記載した書類を添付するものとする。

（自家用有償旅客運送）

第四十九条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ　（略）

ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者

ハ～ト　（略）